

## 自分たちのまちは自分たちでつくる～自治制度～

### 【将来のあるべき姿】

- (1) 住民の権利や権利を担保する仕組みとして、積み上げられてきた自治の蓄積を反映させながら、自治制度を総合的・網羅的に整備することを目的とした、自治体の憲法ともいえる、「自治基本条例」が制定されている。
- (2) 地区協議会が機能的に活動し、地域自治が充実されたものになっている。
- (3) 特別区が今後も特別地方公共団体であり続けるとしても、それを理由に区民の権利や区民が受けるサービスが制約されないよう求めていく。また、普通地方公共団体への転換を求めていく場合でも、東京という大都市に見合った事務の執行体制(消防等の広域行政の必要性など)を維持することを求めていく。
- (4) 地域のことを地域で考え、地域で実現できる都市計画やまちづくりが確立されている。
- (5) 都市計画やまちづくりに関する膨大な予算が、区民や地域の意向を十分に反映された使われ方となっている。

### 【現状と課題】

#### 1 現状

##### (1) 区民の意識

区民は、地域などへの帰属意識が低く、住民としての「義務」や「責任」に対する意識も低くなっている。そのため、住民自治に対しての「権利」意識も低いものとなっている。

区全体の自治制度(しくみ)と地域の自治制度が分かりにくく、区民が自治制度に関心をもって、その充実にどの程度かかわれるのか分からない。

地域課題などの解決においては、総論賛成、各論反対という傾向がある。

新宿区は、商業エリア、居住エリアがあり、統一の内容で捉えるのは難しい。

都市計画やまちづくりに関する税支出は膨大にも関わらず、その予算決定の仕組みや税金の使われ方について、区民も地域も十分に理解しているとは言い難い。そのため、予算組について区民や地域の意向が十分に反映していないという懸念もある。

##### (2) 町会や地区協議会の組織

行政の実質的なパートナーとして地域活動を主に担っている町会や地区協議会などの制度や役割、設置意義が分かりにくい。

町会のメンバーの高齢化、会員数の伸び悩み、負担感の増加を感じる。

町会とマンション住民の連帯感が不足している。また、町会は誰もが気軽に意見を

出し合う場には見えない。

### (3) 行政

住民自治を推進するための制度が弱いと感じる。

区職員や区議会議員のあり方を見直したいという意見が多い。

区職員は、現場現実をしっかりと見ているのだろうか。公平・公正でしがらみのない区政となっているのかが分からない。

## 2 課題

自治制度の根幹となる、東京都と特別区(新宿区)の関係(広い意味での自治制度)

住民の権利保障、住民参加に向けた制度の工夫。

身近な課題解決のに向けた自治のあり方(区や町会のあり方:身近な自治制度)

「協働・参画」「コミュニティ」に関連する問題。

### (1) 区民

行政に住民が関わっていき、それが行政に反映されれば、積極的に参加するようになるだろうが、そのようなシステムをどのように作るか。

住民自治に対する区民の意識改革。まずはいかに区民を席に着かせられるか。

### (2) 町会や地区協議会

参加者の見直しや役割分担など組織自体をどのように変えていけるのか。

本来地域に貢献すべき都市計画が、マクロ的な視点のみで策定され、都市計画事業の推進によって商業の活力がそがれたり、高層住宅建設による既存住環境の悪化など、地域ニーズとの乖離が多くみられるようになっている。

この原因に、様々なプロジェクトが市民の十分な参加もなく進められ、国や都の都市計画が優先され、地域のまちづくりへの要望がないがしろにされている一面がある。

また、地域のきめ細やかな課題を区がきちんと把握できていない、あるいは、受け止めていく仕組みそのものが十分でないこと。さらに都市計画法、建築基準法等の法制度そのものが、地域のまちづくり課題に適合できていないことがある。

地域においても、地域のことを地域で考える仕組みがなく、このため、まちづくりを議論し、課題解決していくための場もなく、地域のまちづくりの意識が共有されていない、まちづくりの現状の課題や目標とする将来イメージが共有されていない。また、各地域のまちづくりイメージが共有されていないため、課題が整理されず、区のマスタープランに反映されていない(区の計画が他人事のプランとなっている。)などの状況があ

る。

地域間の連携に関しては、区内の各地域間の協同意識が希薄であり、新宿区としての全体を考えていく態勢が整っていない。このため、区民のまちづくり活動情報が共有されず、むしろ分断されており、結果として、区の都市整備、まちづくりがいびつになっている。

まちづくりの支援体制については、既に、区内各地でまちづくり活動が始まっているものの、事業関係者単独だけでは必ずしもうまく調整が図られているわけではなく、具体的な支援策を講じていく必要に迫られているという課題がある。

### (3) 行政

行政には、生活上の相談の窓口はあっても、解決場所がない。

区民と行政との連携のシステム作り。苦言の伝達方法の検討。

行政の事業評価はあいまいなものになっている。

職員教育(心構え、心配り、心意気)をどうするか。

地域の文化、スポーツ等のサークルの育成を区としてどう考えるか

区議会の改革をどうしていくのか。

町会依存ではない自治制度をどのように作れるのか。

区の税収では、拡大、複雑化した都市整備事業をまかなうことには無理が生じているのも事実であり、今後、税収以外のまちづくり財源の確保について仕組みや制度を整備していく必要がある。

## 【取組みの方向性】

### 区政やコミュニティへの関心を高め、自治の担い手を充実させる

住民自治を進めていくために、区民自身も積極的にいろいろな見直しを図る必要がある。「してあげる」「してもらう」ではなく、一人一人が自立し、自己責任を負えるような、あってあたりまえの気づきができるように積極的な意識啓発が必要である。

小さなサークル前提に、もっと身近な地域ごとの制度をつくることも必要である。

自分たちの問題として考えられるよう、みんなが興味を持てる仕組みを見出す。(民間のオブザーバーも加えた自治制度の改良や相互扶助・お互い様の仕組み。)

行政をサポートする意味で知恵と労力を集めるしくみ。(金は税金を払っている。)

町会制度のあり方の見直しを図ることで、町会の再生となる若手の参加促進や町会を誰もが気軽に意見を出し合う場になるようにしていく。

マンション住民と連携が図れるように、経営のしくみから関わっていくことが必要。また、回覧板や連絡網の活性化を図る。(掲示板は地域ごとの責任、自己責任で情報把握する。)

スタンダード化された地域コミュニティとしての町会へのいわゆる行政サービスの委嘱。例えば、駐車取締り、放置自転車の整理

### 区民が主体となる自治の理念・仕組みを明確化するために、自治基本条例を制定する

#### 〈理念・原則〉

自治基本条例を制定する。これにより区長・議会・市民の自治に関する基本的な権利・義務・責任を明確にする。また、区全体の自治制度と地域の自治制度の結合(公正・公平)を図る。

自治における「補完性の原則」をまちづくりの中で明確にする。区内の地区内分権を進め、地域で地域のことを考えていく自治態勢を緊急に整備し、その成果をまちづくり計画においても明確に打ち出す。まず、都・区・地区協議会の対等・平等な関係を構築した上で、次に、身近なまちで考え、解決できないものは、地区で、それでもだめなら、区、都、国へと、小さな組織のものを大きな組織が支援する、いわゆる「補完性の原則」を都市づくりの中に明確にし、新宿区の目指す「区民の区民による区民のためのまちづくり」を実現する。

#### 〈議会〉

区議会活動が地域のことを考える活動として、わかり易くなるよう改革を進める。

区財政のためにも、区議会議員の削減も検討する。(地区協議会で、区民会議のような活動をすれば、区議会議員はいらないという意見もある。)

#### 〈参画・協働〉

区民会議のような活動が、制度として継続してできるよう条例化していく。

「外国人会議」などを設置し、外国人が区政に参加できるようにする。また、自治制度の決定に外国人も「住民投票」参加が出来るようにする。

政策立案、実施、評価、改善の各段階(PDCAサイクル)に即した区民の区政への参画を制度として確立する。

区民意見の集約(現場の声、交通問題も含む)、意見対立の解消や合意の仕組みをつくり、制度として規定する

地区協議会は、その役割等を自治基本条例によって明確に位置づける。

主権者である区民が区政を監視するシステム(オンブズパーソン制度や自治の評価基準の設定)を構築する。

区は、情報開示の原則の徹底と情報発信にあたっては内容と質の向上に努める。

### **地区協議会の役割を拡充し、地域主導の自治を確立する**

地区協議会の活動の支援体制、施策、予算措置等を整備する。

まちは包括的に取り扱うべきものであり、調和あるまちづくりには、マネジメント手法を導入することが重要である。このためは、地区協議会が地区の様々な分野において具体的な事業に関わることができるような仕組みを構築する必要がある。

まちづくりには専門性と持続性の確立が重要であり、実行力のある継続した形態と陣容を持つよう組織立てる。

構成メンバーについては、地区に開かれた公正な組織として透明性のある募集を行い、分かりやすい運営のありかたについて考慮する。

地区協議会の成立と活動を支える仕組みづくり案

- ・区の施策、法制度的裏付けの明確化
- ・エリアマネージャー制度の整備
- ・地区別予算編成制度の整備
- ・地元有志、地区内専門家 / 団体 / 地域貢献企業等の協力と参加
- ・町内会、商店会、組合、NPO等の参加
- ・まちづくり連絡協議会の整備
- ・区内の担当組織の整備

役割の例

- ・地区のまちづくりマスタープランの策定
- ・まち毎のビジョンやまちづくりマスタープランの策定
- ・公共事業等の優先付け
- ・まちづくりマスタープランの進捗チェック
- ・まちの問題と課題の解決のためのルール作りと運用

地区協議会に設置すべき主な組織案

- ・(常設)エリアマネジメントセンター
- ・(常設)住環境、景観等のためのデザインセンター
- ・(臨時)開発問題への対応、防災復興まちづくり など

地区間連携によるまちづくり支援

地区協議会は、新宿区全体の都市計画方針と整合を図るとともに、隣接する地区協議会との連携や共通テーマでの相互協力支援など、他競技会との連携・協働を進めていく。また、必要に応じ、隣接する他区との連携活動も行える組織とする。

地区別予算の確保や、地域による事業提案制度の確立

都市整備に関する予算に、各地域の要望を反映するような仕組みをつくりあげる。地域がまちづくりを推進するにあたり、区の予算組の際、地域からの要請を合理的に盛り込む、事業提案制度を導入する。事業提案制度を活用し、地区協議会、地域団体、NPO が地区の問題解決や改善に向けた事業メニューを企画し、その必要額を予算申請することができる。

## 自立した区政をつくる - 能率的な行財政体制の確立

区職員には、区民が多く就くようにしていく。危機管理等を考えると特に職員は区民にすべきである。

区職員の意識改革が進んでいることは評価するが、区職員の隅々まで意識改革が徹底されるよう、さらなる努力が必要である。

10年後には少子化がさらに進み、人口が減少するので、区は「小さな区政」を目指した区政運営を進める。(社会教育会館等の運営を地域コミュニティに任せる。行政の事業評価に適正な目標値を定めた、しっかりとしたものに改善する。)

地域課題の解決等にあたる区民等の活動や会合を重ねるには、費用がかかる。区からの補助金などを含めた支援策が必要である。

まちづくりのソフトに対する予算づけ

予算組の考え方が初期投資を重視し、ランニングコストについての認識が弱い。あるいは、箱物を作るだけでソフトに対する考慮が十分でないこれら課題解決のために、運営費などへの支出を重視し、イニシャル中心の予算からランニング中心やイニシャル+ランニングの予算立てへ移行する。

単年度予算の仕組みからの脱却

まちづくりと現在の単年度予算組とは整合が難しいことが多い。まちづくり予算についての新しい予算組の仕組みを検討する。

地方分権を進めるにしても、新宿区が使える財源(税金)が少ないので、財源を増やすよう国や都に働きかけをさらに強めていくこと。

新しいまちづくり財源の確保のための仕組みづくり

予測では、区の税収だけでは、区内の様々な都市計画やまちづくり事業の事業費をまかなうことは難しい。税金の使い方を十分検討する一方、区の財政だけに頼らないまちづくりの仕組みや財源の確保手法を開発する。具体的には、

- ・区全域、あるいは地区に置けるまちづくり支援ファンドやコミュニティファンドの設立
- ・BID など諸外国での制度の国内でのアレンジ
- ・メインストリートプログラムのようなまちづくり NPO のための自主財源確保の仕組み
- ・グラウンドワークのような企業スポンサーをまちづくり活動と連携させる仕組み
- ・使途指定の納税制度の導入

### まちを保全するための新しい制度の提案

---

現在の区内の地区整備は、事業優先、事業者の利益優先の開発的、施策的意図が進められることが多い。このため、それらをベースとしたマスタープラン等は、地域からの要望を背景としたものにはなりにくく、このままでは、協働や参画という目標は実現できない。

既に、区が今後の都市計画の基本を各まちの意志を尊重した「地区計画」に依存するとしている以上、各まちは、それぞれのまちの地区計画の策定に着手すべきであり、また区はそのための支援を行っていく。同時に、現在の地区計画や景観計画等の不備を補うため、「歴史的界隈の保全制度」のような新たな制度を導入していく

#### まちづくりのための税制の特例づくり

相続税が保全型まちづくりにとってマイナス効果をもたらしているという事情を勘案し、保全型まちづくりを推進するまちに置ける相続税の特例措置などを検討する。